## 国家公務員給与に係る臨時特例法について

本日、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性から、来年度から2年間、国家公務員給与を平均で7.8%削減する「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が成立し、同法附則第12条では、「地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。」とされた。

もとより地方の行政運営に関わる事項は、国が指示すべきものではなく、地方自らの判断に基づくものでなければならない。これまで地方は、地域の実情や厳しい財政状況等を踏まえ、独自の給与削減や定員削減を断行する等、国に先んじて行財政改革を実施してきたところであり、また、被災地へのきめ細かな職員派遣等の継続した支援に加え、全国的な防災・減災事業の財源を自ら確保する等の取り組みを行っている。

このため、地方交付税や義務教育費国庫負担金を減額するなど、国が地方に対し 給与削減を実質的に強制することは、附則第12条の立法の経緯を踏まえれば、決 してあってはならないものである。

地方は、地域主権改革の理念に則り、自らの判断に基づいた自主的な取り組みを通して、引き続き東日本大震災からの復旧・復興に取り組み、地方の責任を果たしていく。

平成24年2月29日

## 地方六団体

全国知事会会長山田啓二全国都道府県議会議長会会長山本教和全国市長会会長孫民共全国市議会議長会会長関谷中全国町村会会長藤原忠定全国町村議会議長会会長高橋正